

令和 5 年度三重県内部統制評価報告書審査意見書

三重県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 6 年 9 月 26 日

三重県監査委員	伊 藤	隆
三重県監査委員	平 畑	武
三重県監査委員	山 崎	博
三重県監査委員	伊 賀	恵

1 審査の対象

令和 5 年度三重県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、三重県知事が作成した評価報告書について、三重県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、三重県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、三重県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

ただし、重大な不備の件数は前年度より減少したものの、受託収賄により逮捕・起訴された悪質な事案や児童虐待により県民の尊い生命が失われる事案が発生している。また、運用状況における不備については、金品亡失（損傷）は減少したものの、財務事務に関する不備や公文書管理に関する不備などが増加した結果、不備の件数も増加している。

このため、運用状況における不備については、業務改善も視点に入れ、発生防止策を業務へ組み入れるなど、内部統制の一層の浸透を図るとともに、今回のような重大な不備については、内部統制の機能強化に加え、事例に応じた取組を構築するなど、徹底的な再発防止に努められたい。

5 備考

調査対象期間において運用上の重大な不備（4件）があった。概要は次のとおりである。

（1） 法令等の誤解による誤った業務執行

ア ロータリー・エンジン車の課税に係る条例への規定漏れ

ロータリー・エンジン車については、車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を総排気量とみなして課税することとされており、このことを三重県県税条例に規定する必要があったが、令和元年の条例改正時に規定が漏れていたことにより課税誤りが発生した。

イ 発注工事に係る損害賠償事案

令和2年度に発注した建設工事において、積算システムで工事の積算を行った際に、一部の材料費が積算処理の過程において未計上であったことから、予定価格の誤りが判明した。

仮に正しい予定価格で入札を実施した場合、落札者となっていた事業者から、県の積算誤りがなければ、自らが本件工事を落札施工することによって相応の利益を得ていたとする損害賠償請求訴訟が提起され、令和6年1月に、県が和解金を支払うとする和解が成立した。

（2） 服務規律違反

受託収賄

令和3年に実施した発注工事の総合評価方式による一般競争入札に関し、職員が技術資料の作成や助言などへの謝礼として、特定の事業者から現金200万円の供与を受ける旨の約束をしたことにより、受託収賄の容疑で令和5年11月に逮捕、同年12月に同罪で起訴され、懲戒免職となった。

（3） 事務の遅延、未処理

児童虐待による津市女兒死亡事例

令和4年2月に虐待の疑いの通告を受け、児童相談所が関与していた中で、令和5年5月、津市において女兒が救急搬送され、その後死亡した。